

諮問日：令和3年10月21日（令和3年度（情）諮問第25号）

答申日：令和4年3月23日（令和3年度（情）答申第44号）

件名：裁判所法82条に基づく不服申出書について奈良地方裁判所長が口頭での
決裁をした起案文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

裁判所法82条に基づく不服申出書（特定年月日付け）への対応に関する判断について、奈良地方裁判所長が口頭での決裁をした起案文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、奈良地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、奈良地方裁判所長が令和3年9月13日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第3の1において「職員は、文書管理者の指示に従い、裁判所における経緯も含めた意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係わる事案が軽微なものである場合を除き、司法行政文書を作成しなければならない」とあり、別文書で事案が軽微なものである場合の解釈として、所管事務に関する単なる照会や問い合わせに対する応答、裁判所内部における日常的業務の連絡や打合せなどが事例として示されている。

裁判所法 8 2 条に基づく不服申出書への対応に関する判断について、起案文書が作成されていないとすれば、奈良地方裁判所では司法行政事務が適正に運営されておらず、当該文書管理者をはじめ関係職員にルールを遵守する、いわゆるコンプライアンス意識が欠如しているというべきであろう。

管理通達とその解釈に照らせば、起案文書の作成を文書管理者が指示し作成する義務があることは明白であり、作成されていないことは有り得ないというべきである。そもそも、起案文書なくして口頭での決裁ができるはずもない。

第 4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件開示申出は、「裁判所法第 8 2 条に基づく不服申出書（特定年月日付け）」（以下「本件不服申出書」という。）への対応に関する判断について、奈良地方裁判所長が口頭での決裁をした起案文書の開示を求めたものであるが、原判断庁において該当する文書の探索を行ったところ、該当する文書は存在しなかった。
- 2 この点、苦情申出人は、本件不服申出書への対応に関する判断について、起案文書の作成義務があることは明白であり、作成されていないことはあり得ない旨主張している。しかし、裁判所法 8 2 条に基づく不服申立ては、あくまで裁判所による監督権の発動を促すものであり、裁判所に不服申立てに対する応答義務を課しているものとは解されない。同条に係る事務がこのような解釈に基づき遂行されていることを踏まえれば、同条の不服申立てを受けた裁判所としては、口頭による聴取等相当な方法で事実関係を確認し、監督権の発動の要否を検討すれば足りるのであって、必ずしも文書を作成することは要しない。したがって、本件不服申出書への対応に関し、起案文書を作成せずに、監督権の発動をしないことについて口頭での決裁を経ていることは不自然ではない。

なお、管理通達は、事務を処理するに当たって常に司法行政文書を作成することを義務付けているものではない。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年10月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年2月18日 審議
- ④ 同年3月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件不服申出書に係る不服申出に関して口頭決裁をしたことを確認できる文書の不開示判断（不存在）について判断した当委員会の答申（令和3年度（情）答申第12号）によれば、奈良地方裁判所は、本件開示申出文書を保有していないと認められる。
- 2 以上のとおり、原判断については、奈良地方裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子